

上山市告示第78号

令和7年度上山市個店魅力創出支援補助金交付要綱を次のように定める。

令和7年4月1日

上山市長 山本幸靖

令和7年度上山市個店魅力創出支援補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市内の個人事業主や中小企業等が実施する新商品・新サービスの開発、既存商品の改善、販路開拓又は生産性向上などの取組に要する経費について、予算の範囲内で補助金を交付することに関し、上山市補助金等の交付並びに適正化に関する規則（昭和37年規則第11号。以下「規則」という。）に定めるもののほか必要な事項を定めることを目的とする。

(補助対象事業)

第2条 補助の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、新商品・新サービスの開発、既存商品の改善、販路開拓又は生産性向上などの取組に対する支援とする。

(補助対象者、補助対象要件、補助対象経費、補助金額)

第3条 補助対象者、補助対象要件、補助対象経費、業種区分及び補助金額については、別表第1のとおりとする。ただし、補助金額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

(補助金交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする補助対象者は、補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書（様式第2号）
- (2) 収支予算書（様式第3号）
- (3) 見積書、現況写真等
- (4) 個人にあつては住民票、法人にあつては登記事項証明書
- (5) 市税の未納がない証明書
- (6) その他別表第3に定めるもの
- (7) その他市長が必要と認めるもの

(補助金変更交付申請)

第5条 規則第9条第1項第2号に定める軽微な変更とは、事業期間の変更及び事業費の20パーセント以内の増減の変更をいう。

2 補助金交付申請者は、規則第9条第1項の規定により、市長の承認を受けようとする

るときは、事業計画変更等承認申請書（様式第4号）を提出しなければならない。

（実績報告書）

第6条 補助金交付の決定を受けた補助金交付申請者（以下「補助金交付決定事業者」という。）は、補助事業が完了したときは、補助事業実績報告書（様式第5号）に次に掲げる書類を添付し、補助事業の完了した後15日を経過した日又は令和8年4月10日のいずれか早い日まで市長に提出しなければならない。

- （1） 事業実績書（様式第2号）
- （2） 収支決算書（様式第3号）
- （3） 発注書（控）又は契約書、納品書及び請求書の写し
- （4） 支払確認が可能な資料（銀行振込受領書及び通帳引去、領収書等）の写し
- （5） 補助対象による成果物（新商品の物品等）の写真等事業成果が確認できる資料
- （6） 個人にあつては、申請者本人名義の口座通帳（片仮名名義及び口座番号が記載された箇所）の写し
- （7） 法人にあつては、法人名義（片仮名名義及び口座番号が記載された箇所）の写し
- （8） その他市長が必要と認めるもの

（補助金の交付）

第7条 市長は、前条の規定による実績報告書の提出があつた場合には、適正であると認めるときは、補助金を交付するものとする。

（財産処分の制限）

第8条 規則第23条第2号に規定する市長が指定する財産は、取得価格が10万円以上の機械及び器具とし、同条ただし書に規定する市長が定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）別表第1によるものとする。

2 補助金交付決定事業者は、取得財産等の処分を行う場合は、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

3 市長は、当該取得財産等が第1項に定める期間を経過している場合を除き、補助金交付決定事業者が取得財産等の処分をすることにより収入があるときは、その収入の全部又は一部を納付させることができる。

（補助金の返還）

第9条 市長は、補助金交付決定事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

- （1） 第3条各号に掲げる要件を欠くこととなつたとき。
- （2） 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- （3） 前各号に掲げるもののほか、不相当と認められる事実があつたとき。

（帳簿等の備付等）

第10条 補助金交付決定事業者は、補助事業に係る関係書類を当該補助事業終了年度

の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。